

道路・除雪

道路の改修など

道路の補修や整備のご要望は

- 区土木センター維持管理課
所在地・☎ P86

区土木センター維持管理課へご連絡ください。

除雪

除雪

- 区土木センター維持管理課(同上)

市では、幅が8m以上の道路および機械除雪が可能な8m未満の道路、また機械が入れる幅2m以上の歩道のうち特に歩行者が多い区間について、除雪をしています。

除雪に関するお問い合わせは、区土木センター維持管理課か、お住まいの地域を担当する除雪センター(12月1日～3月20日まで開設)へご連絡ください。



雪堆積場

- 区土木センター維持管理課(同左)

12月上旬から1月上旬にかけ約30カ所を4回に分けて開設します。

除雪車の出動情報

- 雪対策室計画課 ☎211-2682

テレビのデータ放送や雪対策室ホームページ、札幌市公式LINEで、毎年12月上旬～3月中旬まで除雪作業の出動情報を提供しています。

除排雪への支援

福祉除雪

☎ P61を参照してください。

パートナーシップ排雪制度

- 区土木センター維持管理課
所在地・☎ P86

地域・除雪事業者・市が連携協力しながら、運搬排雪する制度です。町内会などの地域と市が費用を分担して、住宅街の道路の排雪を行います。利用は年1回を限度とし、下記の「排雪用のトラックの貸し出し」との併用はできません。

排雪用のトラックの貸し出し

- 区土木センター維持管理課(同上)

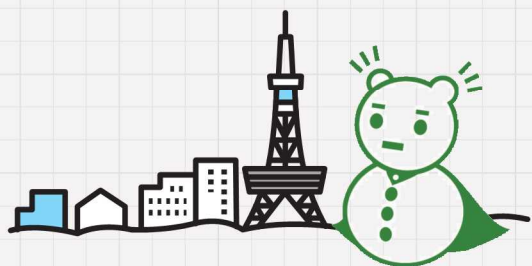
町内会などが市道などの排雪をするとき、年1回を限度に無料で排雪用のトラックをお貸しします。

除雪ボランティア活動への用具貸し出し

- 区土木センター維持管理課(同上)

町内会、企業、学校などの団体がやっている除雪ボランティア活動に使う除雪用具を、無償でお貸ししています。

さっぽろ 冬のルール・マナー



人口197万人が住む都市の中で、年間5メートル近くもの雪が降るのは、世界中どこを探しても、札幌市において他にはありません。このような都市でスムーズな除雪作業を実施するには、市民一人一人が冬のルール・マナーを守っていく必要があります。

●敷地内の雪を道路に出さない

敷地内の雪を道路に出すと、路面がデコボコになるだけでなく、道幅を狭めるなど、事故や交通渋滞を招く恐れがあります。



●路上駐車をしない

道路に車を駐車すると、除雪車が通れなくなるなど、除雪作業の大きな支障となります。



●玄関・車庫前などの出入口の雪かきは各家庭などで行う

限られた時間内で除雪を終えるため、市は「かき分け除雪」として道路の両脇に雪を寄せます。市の除雪後の出入口の雪かきは、各家庭などをお願いします。



知っておきたい札幌の冬、これ基本！

●冬はみんなで砂まきを

冬のつるつる路面で活躍するのが砂。交差点や坂道などには「砂箱」が設置されているので、「滑って危ないな」と感じたら、砂をまきましょう！



砂箱の砂は誰でも使えます
※道路への砂まきが対象です



市役所などではペットボトルに入った砂も配布しています

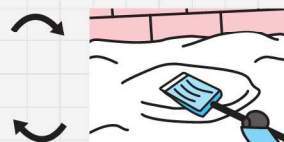
●雪山をコンパクトに！

雪かきで頭を悩ませるのが雪置き場。そこで有効なのが雪を積んで踏み固めることです。雪の体積が減って、雪山の高さは約5分の1になります。ぜひやってみてください。

①雪かきする前に、雪を置く場所を足でしっかり踏み固める



②この場所に雪を置いて、また踏み固める



さっぽろ暮らしの豆知識